

平成 24 年 3 月 7 日

金融庁監督局総務課健全性基準室 御中
金融庁監督局証券課証券モニタリング室 御中

「自己資本比率規制（第 1 の柱）に関する告示の一部改正（案）」に関する意見

（意見提出者及び連絡先）
一般社団法人流動化・証券化協議会
〒105-0001
東京都港区虎ノ門 2-9-14 発明会館 3 階
TEL : 03-3580-1156
FAX : 03-3580-1157

貴庁より平成 24 年 2 月 7 日付でパブリックコメントに付された『自己資本比率規制（第 1 の柱）に関する告示の一部改正（案）』の公表について」における「銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」等の一部改正案に関して、下記のとおり意見を提出致します。

なお、本意見は、「銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」の一部改正案中の条文を参照しておりますが、「農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準」の一部改正案等、同時に意見募集の対象になっているその他の告示改正案における同内容の箇所に対して共通の意見として申し述べるものである点、あらかじめお断りをさせていただきます。

また、当協議会会員は、オリジネーター、アレンジャー、受託者、投資者、格付会社、弁護士、公認会計士等の専門家等、多様な立場から流動化・証券化取引に関わるため、個々の意見については、それぞれの立場において本意見書と異なる意見を有する可能性がございます。本意見は、この点に留意しつつも、流動化・証券化市場の健全な発展という観点から、意見を申し上げるものである点、あらかじめご了承ください。

記

【該当箇所】

第 248 条、第 249 条、第 255 条、第 256 条、第 257 条、現行告示附則第 15 条

【意見】

標準的手法において、証券化エクスポージャーにかかる所要自己資本の額（または、リスク・アセットの額）につき、内部格付手法の場合（第 255 条）と同様に、原資産に対して算出される所要自己資本の額（または、原資産に対して算出されるリスク・アセットの額）を上限とする規定を設けるべきである。

または、標準的手法において、証券化エクスポージャーにかかるリスク・アセットの額につき、証券化エクスポージャーにかかるリスク・アセットの額を算出することに代えて、原資産に対するリスク・アセットの額を算出してもよいとする規定を設けるべきである。

あるいは、標準的手法において、オリジネーターがオリジネーターとして保有する証券化エクスポージャーの額が裏付資産の一定割合（たとえば、5%）以上となる場合には、証券化エクスポージャーにかかるリスク・アセットの額を算出することに代えて、裏付資産に対するリスク・アセットの額を算出することでも差支えない旨を明らかにするべく、第 248 条を適宜改正するか、Q & Aにて解釈指針を示すべきである。

こうした扱いにつき、バーゼル銀行監督委員会から公表されている文書に厳格に準拠していないとの理由により標準的手法共通の扱いとして採用することが難しい場合は、国内基準行に限定してでも導入を検討するべきである。

【理由】

改正案には、現行告示では自己資本控除となる一部の証券化エクスポージャーにつき、リスク・ウェイト 1250%に改めるとの内容が含まれている（第 249 条、第 256 条、第 257 条等）。自己資本比率が 8%を超える銀行にとって、改正前の扱いに比べ、該当する証券化エクスポージャーを保有することによる自己資本比率低下の影響が高まることになる。すなわち、わが国において実際に行なわれている証券化取引事例（すなわち、取引当初において、オリジネーターが原資産に対し 10%ないし 20%程度の劣後部分等を保有することが一般的であること）を踏まえると、標準的手法採用行にあっては、「証券化取引を行うと自己資本比率が低下してしまう」という現象が、より深刻なものになる。

また、「主要な信用リスクが第三者に移転」されていない証券化取引の場合は、オリジネーターが保有する部分は証券化エクスポージャーではなく、裏付資産に対するリスク・アセットの額を算出すればよい（第 248 条）ため、当該取引の結果、リスク・アセットの額が増加することはない（したがって、自己資本比率が低下することはない）にもか

かわらず、「主要な信用リスクが第三者に移転」されている場合（すなわち、銀行が負担する信用リスクは減少していると考えられる場合）には、リスク・アセットの額が大幅に増加する（結果的に自己資本比率が低下する）問題については、何ら対処されていない。リスクを移転すれば、リスク・アセットの額が大幅に増加し、移転しなければ、リスク・アセットの額が増加することはないとするバランスを欠く扱いについて、今後、何らかの対応が望まれる。たとえば、主要な信用リスクが移転していない取引について明確化（たとえば、信用リスク区分6－1の部分のみを第三者に移転する取引や裏付資産が抵当権付住宅ローンであり、関係会社による保証が付されている場合等の具体例を例示することも考えられる）し、こうした取引に基づくエクスポージャーについては、裏付資産に対するリスク・アセットの額を算出する（第248条）、または、買戻条件付又は求償権付の資産売却にともなうオフ・バランス取引（第78条）と同様の扱いとすることが考えられる。

証券化取引を行う結果、銀行が負担する信用リスクが増加するとは考え難いにもかかわらず、自己資本比率が低下してしまうとする扱いは、標準的手法採用行がオリジネーターとなる証券化取引に対して禁止的効果を生じせしめているものとするが、今般の改正案によるリスク・ウェイト1250%化は、そうした禁止的効果を更に強めるものになる。かかる効果は、現行告示附則第15条の趣旨を踏まえても、自己資本比率規制の立案過程において必ずしも意図されていなかったものと推察する。

この問題について、当面の解決を図るために、上述の通りの意見を申し述べるものである。

【補足説明】

標準的手法採用行がオリジネーターとなる証券化取引において、「原資産に係る主要な信用リスクが第三者に移転」していない場合に、オリジネーターが保有する部分を証券化エクスポージャーではなく、当該取引の「原資産に係る信用リスク・アセットの額を算出」する（第248条第1項）こととされている。

一方で、そうでない場合（第248条に規定する条件を満たさない場合）は、証券化エクスポージャーにかかるリスク・アセットの額を算出することになるが、その証券化エクスポージャーの信用リスク区分が6－4以下の場合（長期格付けがBBB-未満の場合）、自己資本控除とされていた（第249条）ものを、リスク・ウェイトを1250%とする改正案が提示されている。（なお、一般的に、オリジネーターが保有することになる劣後受益権等の証券化エクスポージャーについては、格付けを取得しない。）

抵当権付住宅ローンを対象とする証券化取引を想定すると、抵当権付住宅ローンのリス

ク・ウェイトは 35%（第 69 条）とされているため、100 億円の原資産に対するリスク・アセットの額は 35 億円となる（100 億円×35%）。これを原資産とし、劣後比率 20%にて証券化取引を行うと、オリジネーターが 20 億円（100 億円×20%）の無格付けまたは BBB-格未満の格付けの証券化エクスポージャーを保有することになり、リスク・アセットは 250 億円（20 億円×1250%）へと大幅に（7 倍以上に）増加する。これは、証券化取引前のリスク・アセットの額を大幅に上回るばかりか、原資産の額をも上回ることになる。

今般の改正案がそのまま適用されても、「主要な信用リスクが第三者に移転されている」場合は、原資産の額を大幅に上回るリスク・アセットが算出され、そうではない（主要な信用リスクが第三者に移転されていない等）場合は、証券化エクスポージャーではなく、原資産に対するリスク・アセットの額を算出すれば済むとのバランスを欠く扱いについては何ら是正されない。

証券化取引を行う結果、オリジネーターが負担する実質的な信用リスクの量は減少することはあり得ても増加することは考え難いにもかかわらず、「信用リスクを第三者に移転する」取引の方がリスク・アセットの額が多くなり、ひいては、自己資本比率を低下させる要因になることは必ずしも合理的ではないと思われる。

すなわち、改正案における扱いは、現行の規定による場合と同様に、標準的手法採用行が信用リスクの移転を企図して証券化取引を行えば、自己資本比率の低下を招く（改正案にあっては、リスク・アセットの額が大幅に増加し、ひいては、自己資本比率の低下を招く）現象が発生する他、「信用リスクを第三者に移転する」証券化取引では、リスク・アセットの額が大幅に増加する一方、そうではない証券化取引では、原資産に対するリスク・アセットの額を算出することになるため、リスク・アセットの額が変化しないというバランスを欠く扱いが残ることになる。

こうした問題を解決するには、標準的手法においても、内部格付手法と同様に、所要自己資本の額またはリスク・アセットの額に上限を設けること（第 255 条と同様の規定を標準的手法についても設けること）、証券化エクスポージャーまたは裏付資産の何れかのリスク・アセットを算出すればよいとすること等の方式のほか、「主要な信用リスクが第三者に移転されている」要件を明確化し、例えば、オリジネーターが裏付資産に対して一定率（たとえば、5%）以上を保有、信用リスク区分 6-1 に相当するエクスポージャーのみを第三者に移転し、残る部分（劣後部分）をオリジネーターとして保有する場合等、「主要な信用リスクが第三者に移転されている」要件を欠き、裏付資産に対するリスク・アセットの額を算出することでも差支えない旨の解釈・運用を明らかにし、定着させるということも考えられる。

なお、問題となる扱いは、バーゼル銀行監督委員会の文書に厳格に準拠している結果であることを認識しており、国際統一基準行についてはバーゼル委文書から乖離する扱いをわが国独自のルールとして導入することは容易ではないことは理解している。したがって、バーゼル委においてかかる扱いの見直しが行われるまでの間、バーゼル委に拘束されるものではない国内基準行のみを対象とする扱いとして、今般提出した意見につき、ご検討願いたい。また、今般提出した意見は、標準的手法採用行がオリジネーターの立場で、「主要な信用リスクが第三者に移転されている」証券化取引を行うと、結果的に自己資本比率の低下を招いてしまうという問題につき、何らかの形で是正を要請する趣旨である。告示の文言を改正するまでもなく、Q&Aにおいて貴庁が解釈指針を示すことによって、問題の解決が図られることも考えられる。

また、今般の告示の改正作業は、国際統一基準を対象とし、今年度内に改正後の告示の公布を予定している点についても理解しており、今般提出した意見について貴庁内で検討する十分な時間が残されていないことも理解している。今後、国内基準を主な対象とする追加的な改正作業が行なわれるものと理解しており、今般提出した意見については、時間の制約上、今回の告示改正における対象とできない場合は、継続的な検討事項扱いとし、次回以降の改正内容に反映させる方向でご検討いただきたい。

以上